

「今後目指すべき児童の社会的養護体制 に関する構想検討会」

第2回議事次第

平成19年2月9日（金）

10:00～12:00

厚生労働省専用第21会議室（17階）

議題

1. 本検討会の検討課題について
2. 「今後の社会的養護の基本的方向」について
3. その他

配 布 資 料 一 覧

- 資料 1 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」
検討課題（案）
- 資料 2 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」
第 1 回検討会における委員からの主な意見
- 資料 3 児童人口 1 万人当たりの施設定員・里親定員（登録里親数×
平均委託児童数）及び在籍（委託）児童数（県別）
- 資料 4 母子生活支援施設の概要等
- 資料 5 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」
ヒアリング候補（案）

「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」
検討課題(案)

1. 今後の社会的養護の基本的方向

- 社会的養護の必要性
- 社会的養護の目指すもの
- 社会的養護体制拡充の方向

2. 要保護児童の増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

- 要保護児童の将来予測
- 将来予測を踏まえた社会的養護体制の整備のあり方

3. 養護ニーズの多様化・高度化を踏まえた、社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

(1) 家庭的養護の拡充

- 里親制度の拡充方策
 - ・ 普及、啓発の具体策
 - ・ 里親支援の具体策 等
- グループホームのあり方
- 施設におけるケア形態の小規模化の推進方策 等

(2) 家庭支援の拡充・強化

- 家庭支援のあり方
- 家庭支援専門相談員のあり方
- アフターケアのあり方 等

(3) 社会的養護に関する地域ネットワークの構築

- 地域における児相、施設、児童家庭支援センター等の役割分担
- 地域における各主体の連携のあり方
- 学校等関連分野との連携のあり方 等

(4) 施設機能の拡充

- 治療機能等専門的支援機能のあり方
- 小規模化されたケア形態や里親に対する支援のあり方
- 在宅支援機能等地域の拠点としての機能のあり方
- 施設におけるパーマネンシーケアのあり方 等

(5) 人材の確保と資質の向上

- 施設職員の確保方策
- 専門性の確保方策 等

(6) 科学的根拠に基づくケアモデルの構築について

- ケアモデル構築のための研究体制 等

(7) 自立支援

- 自立援助ホームの拡充等年長の子ども自立支援のあり方 等

(8) その他

4. 児童の権利擁護の強化に向けた具体的施策

- 第三者評価のあり方 等

5. その他

**「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」
第1回検討会における委員からの主な意見**

検討課題	検討項目と委員からの主な意見
<p>1. 今後の社会的養護の基本的方向</p>	<p>○社会的養護の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護は危機的にあるという認識が大事 ・子どもの健全育成は社会全体の責任 ・社会が子どもの人権を守る責任を負う時代 ・今後も社会的養護を必要とする子どもは増加すると予想され、その充実が必要 ・社会的養護にもっとコストをかけてよく、将来それ以上の効果が期待される <p>○社会的養護の目指すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの個人としての生活の主体性、個別性の確保及び人格発達支援 ・社会的養護はすべての子どもの権利実現に資する制度でなければならない ・養護理念の明確化が必要（パーマネンシーケア等） ・子どもが心身ともに健康に育つ権利の保障が大事 ・心身問題からの回復を視野に入れた多様な社会的養護体制が必要 ・個々の子どもや保護者の個別ニーズに対応したオーダーメイドの自立支援が必要 ・家庭で暮らす子どもと施設・里親のもとで暮らす子どもの格差是正（フェアスタート）が必要 <p>○社会的養護体制拡充の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、乳幼児に対する個別対応を積極的に進めるべき ・在宅サービスと施設サービスとの財政格差等の是正が必要 ・家庭的養護優先、里親優先の原則化の検討が必要 ・親・保護者・行政・地域社会の役割・責任の明確化（特に行政責任）が必要 ・市町村と児童福祉施設及び里親と施設サービスの連携強化が必要 ・施設サービスの小規模化・地域化の促進が必要 ・家庭的養護、地域化、施設の専門機能強化が必要 ・児童養護施設に期待するケアの範囲の明確化が必要 ・子どもの個別ニーズや人格発達を支える施設運営のためのコストの考え方の整理が必要 ・社会的養護（権利擁護、最善の利益行使支援）は、専門的アセスメントと専門的支援が必要 ・性的虐待に対応できる社会的養護体制の創設を検討する必要がある ・施設体系の検討が必要である
<p>2. 要保護児童の増加に対応</p>	<p>○要保護児童の将来予測</p>

<p>した社会的養護体制の拡充 方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の児童虐待の増加等から、今後も社会的養護を必要とする子どもは増加するものと予想される ・性的虐待、発達障害児等の増加、慢性疾患児等の増加など、特別な心身のケアが必要とされる子どもの増加が予想される <p>○将来予測を踏まえた社会的養護体制の整備のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量的整備については、将来の需要量予測を行い、整備計画を作成する必要がある ・増加要因と減少要因の比較検討を行うことが必要 ・医療機関等の外部の専門的サービスの活用も必要 ・在宅サービス等の量的な整備が必要（社会の子どもを支えるシステムが不足）
<p>3. 養護ニーズの多様化・高度化を踏まえた、社会的養護の質の向上に向けた具体的施策</p>	<p>(1)家庭的養護の拡充</p> <p>○里親制度の拡充方策(普及、啓発の具体策、里親支援の具体策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親に関する広報をさらに拡大する必要がある ・里親の名称の変更の検討が必要 ・「ボランティアとしての里親」から「仕事としての里親」への検討が必要 ・高等学校教科書への記載など教育の場での里親制度の周知が必要 ・退職団塊世代や退職職員、主任児童委員経験者などを活用した里親制度の強化が必要 ・ファミリーサポートセンター事業を充実することが必要 ・児童相談所における専任の里親相談員の複数配置が必要 ・里親研修受講の義務化が必要 ・里親と里子の治療プログラムの常設と無料化について検討が必要 ・里親里子治療（愛着治療）の充実と手当の検討が必要 ・里親家庭に対するサポート・プログラムの早急な整備が必要 ・里親レスパイトケアの充実が必要 ・里親支援センターの創設を検討する必要がある ・里親と施設サービスとの連携強化が必要 ・職業里親の充実を図る必要がある ・施設職員と里親の中間形態の創設が必要 ・ショートステイ等在宅サービスの提供機関として、里親の充実が必要 <p>○グループホームのあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親型グループホームの制度化が必要。実施は、法人（施設）との連携のもとで行うようにし、ケア提供者については要件の検討が必要 ・グループホームの最低基準を規定する必要がある ・母体（運営主体）の柔軟化（NPOなど）が必要 ・治療的グループホームの創設が必要 ・グループホームの定員の弾力化が必要 <p>○施設におけるケア形態の小規模化の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院・児童養護施設の職員を里親化、当該部分についてはグループホームでも行えるようにする

- ・地域小規模児童養護施設の拡充・地域小規模と拠点施設（中規模）の組み合わせを行う
- ・小規模ケアに向けての政策誘導が十分に効果を発揮していない。検討が必要。
- ・職員体制の検討が必要（労働のあり方を含む）

(2)家庭支援の拡充・強化

○家庭支援のあり方

- ・家庭支援に関するアセスメント手法を確立して、パーマネンシープランを立て、家庭復帰を目指す群に対する重点的な支援を行うことが重要
- ・施設から家庭への移行を丁寧に行うため、中間のケア形態（デイケア）を充実する必要がある
- ・保護者に対するケア・支援の仕組みを確立し、相談機関と施設等の間での責任の所在を明確にすることが重要
- ・親の第一次的養育責任を保障し、その遂行を可能ならしめるよう、国及び自治体が責任を負うことを明示する必要がある
- ・市町村職員、要保護児童対策地域協議会メンバーの施設巡回訪問と帰省時の家庭訪問制度の構築が必要

○家庭支援専門相談員のあり方

- ・家庭支援では専門的なアセスメント（家庭復帰群・半復帰群・復帰不可能群等の分類）が重要であり、また、それに対応する支援体制を組むなどの取組が重要

○アフターケアのあり方

- ・家庭復帰の場合、家庭支援を施設から地域に移行する必要があり、その連携のあり方について検討が必要
- ・社会的養護からの自立の場合、安全基地になる場が必要であり、自立後を見越した里親若しくは後見人制度が必要
- ・施設における退所児童のレスパイトサービスの整備が必要
- ・要保護児童対策地域協議会の活用と協議会の活性化が必要

(3)社会的養護に関する地域ネットワークの構築

○地域における児相、施設、児童家庭支援センター等の役割分担

- ・児童相談所は、その権限に基づいてケースマネジメントを担う役目を果たす必要がある
- ・社会的養護に市町村を巻き込む工夫が必要
- ・社会的支援のネットワークが児相中心になったままで、市町村中心のネットワークが十分に機能していない
- ・都道府県と市町村の適切な役割分担が必要

○地域における各主体の連携のあり方

- ・子ども専門のケアマネジャーによるケアマネジメント体制の整備が必要
- ・ジョブカフェ相談員（自立支援アドバイザー）による児童養護施設入所児童の就職支援の連携強化が必要

- ・施設入所児童に対する市町村職員の定期的訪問、要保護児童対策地域協議会による一元的進行管理が必要

○**学校等関連分野との連携のあり方**

- ・子どもの移動に伴う学校間の連携が必要
- ・学校教育における児童・生徒介助員制度の導入と施設入所児童への対応が必要
- ・通常の学校教育では対応できないような情緒・行動上の問題を抱えた子どもを対象とした特殊教育が必要

(4)施設機能の拡充

○**治療機能等専門的支援機能のあり方**

- ・心理教育やグループ療法などの治療プログラムを備えた通所治療プログラムを実施できる体制の整備が必要
- ・幼児期の子どもを対象とした治療的機能を持った施設の整備が必要

○**小規模化されたケア形態や里親に対する支援のあり方**

- ・本体施設を治療・支援型施設として支援を行うとともに、グループホームや里親の虐待防止のための監視（モニタリング）システムが必要

○**在宅支援機能等地域の拠点としての機能のあり方**

- ・デイケア、ナイトケア、レスパイトケアなど、多様なケアの提供による在宅支援の一翼を担う必要がある
- ・施設と在宅サービスそれぞれの役割の明確化と施設の地域化が必要
- ・在宅福祉サービスに対する施設の積極的な取組が必要

○**施設におけるパーマネンシーケアのあり方**

- ・アセスメントにより家庭復帰困難群には、社会的養護からの自立を視野にいれてケアする必要がある

(5)人材の確保と資質の向上

○**施設職員の確保方策**

- ・関わりの困難な子どもや家庭が増加している中で、職員の配置が十分とは言えない状況への対応が必要
- ・施設間の人事交流を図る必要がある

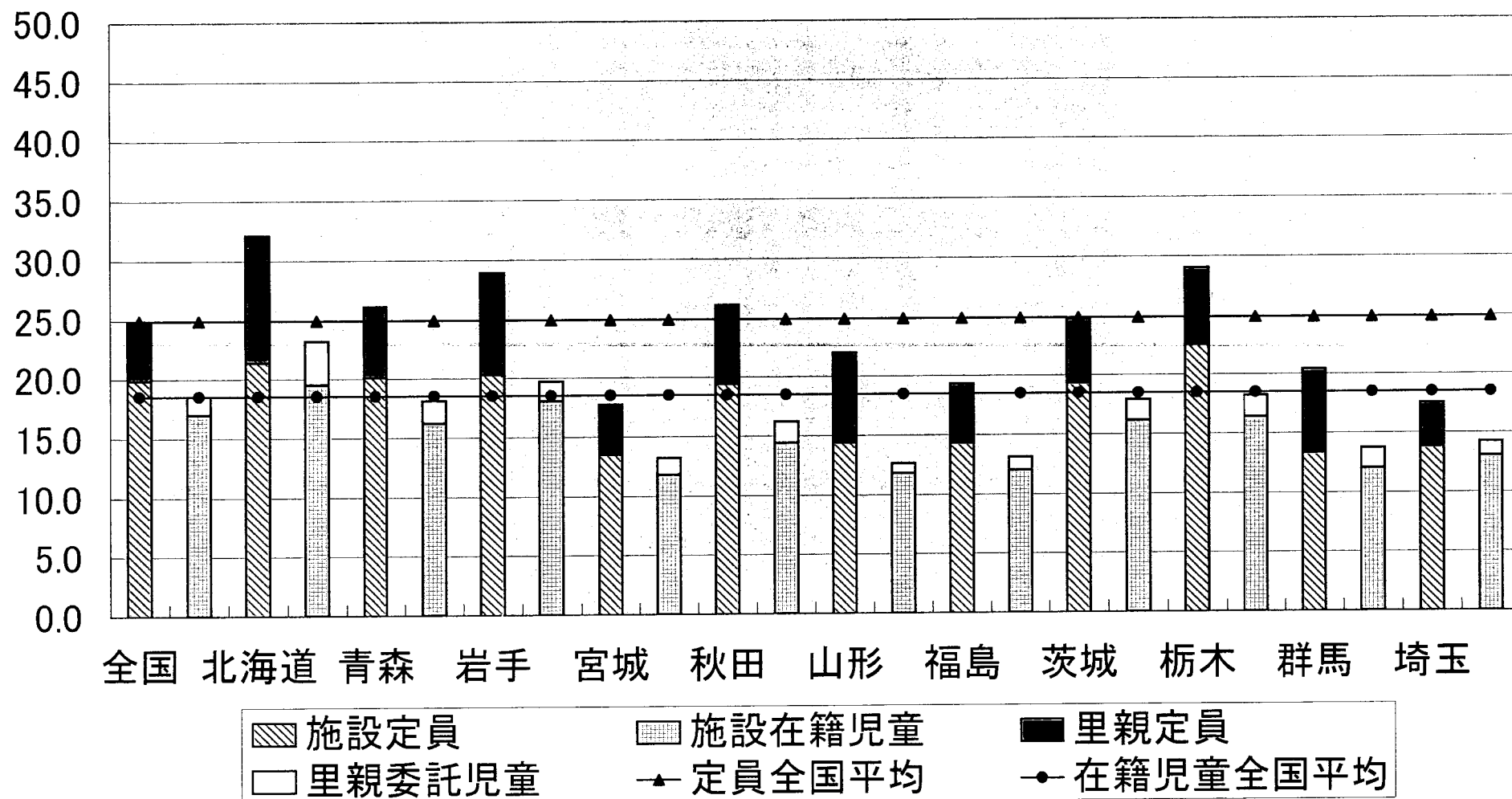
○**専門性の確保方策**

- ・ソーシャルワーク機能・ケアマネジメント機能の強化を図る必要がある
- ・ケアワーカーの専門性向上のためのトレーニングを充実する必要がある
- ・福祉学科における科目「里親ソーシャルワーク論」の創設が必要
- ・子どものケアマネジメントを行う専門家の養成が必要
- ・個別支援計画等（ケースマネジメント）の充実と組織的な対応が必要
- ・ケアワーカーには治療的養育等の専門性が求められるので、充実したOJT（現任訓練）の提供とあわせて大学等のカリキュラムの改善が必須

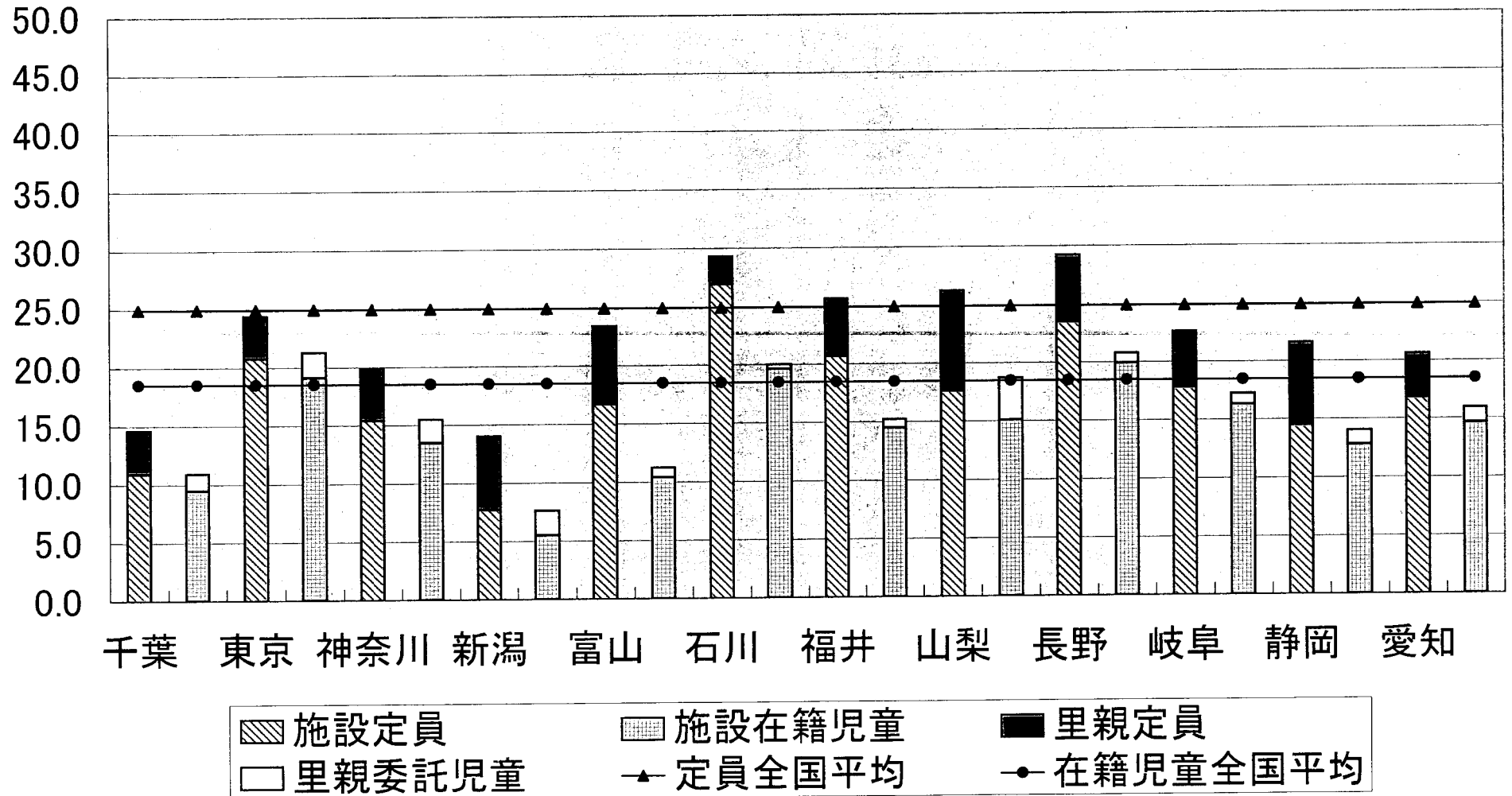
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護のスーパーバイザー資格の導入が必要 ・グループホーム等に対応できる専門性を確保するため、保育士資格の再編成・養育福祉士の制度化など専門職の再検討が必要 ・児童福祉司、児童指導員、児童自立支援専門員などを統合し国家資格化を目指す必要がある ・保育士養成課程における保育所保育士と施設保育士のコースわけが必要 ・施設長及び施設職員の資格及び責任の明確化が必要 <hr/> <p>(6)科学的根拠に基づくケアモデルの構築について</p> <p>○ケアモデル構築のための研究体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究を行うための厚生労働科学研究費などの研究費の拡充が必要 ・家族関係調整支援プログラムの開発と普及が必要 ・施設入所児童の生活の質の向上等に関する指針の策定が必要 ・Evidence based Medicineの発想からPractice based Evidenceへの転換が必要 ・困難な子どもや家庭が増加する中で、支援・援助方法が十分に確立していない、支援・援助方法の確立に向けた取組が必要 ・社会的養護を支える人材養成（教育）と研究を行う国立の施設が必要 <hr/> <p>(7)自立支援</p> <p>○自立援助ホームの拡充等年長の子どもの自立支援のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳まで措置延長した児童でさらに延長が必要な児童について22歳程度まで延長できるような特例措置制度の創設が必要 ・児童相談所に新たに進学・就職支援員の配置を検討する必要がある ・自立援助ホームの拡充を図る必要がある（例えば児童相談所管内に1か所以上） ・社会的自立の時点では明らかな差がなく、公正なスタートがきれるように学歴、資格の取得推進とそための支援の整備が必要 ・施設を退所した子どもが、社会で自立して生活できるよう、施設が地域とともに子どもの自立を支えることができる制度を創設する必要がある ・奨学金や学費減免（公立大学・短期大学・専門学校等）制度の導入が必要、また、身元保証との連携も大事 ・高等教育進学時の20歳までの延長措置ないし措置延長制度の導入が必要
<p>4. 児童の権利擁護の強化に向けた具体的方策</p>	<p>○第三者評価のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価受審の義務化 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の権利擁護委員（弁護士等）の施設巡回と苦情解決制度の連携が必要 ・里親委託児童の権利擁護が必要 ・児童相談所のアドボカシー機能の発揮と施設との役割分担の明確化が必要

	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見表明の場、定期的訪問による個別聞き取りのシステム化が必要 ・親の意見表明と参加の保障が重要 ・行政の監査機能に第三者機関の導入が必要 ・上級庁への苦情相談、不服審査請求への対応システムに専門的第三者機関の審査や意見具申等の導入が必要 ・第三者委員制度の機能発揮、苦情解決制度の機能発揮のための対策が必要 ・子どもたちが自分たちの権利について十分に理解することができるよう、施設内での人権教育を徹底する必要がある ・施設における体罰の禁止を法律で明記すること、また、施設内職員が施設内で虐待を発見した場合、都道府県に通告しなければならないものとする必要がある ・施設内人権侵害事例に対する検証制度の確立が必要 ・施設職員、里親に対する罰則付きの守秘義務の規定の検討が必要
<p>5. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する親責任の明確化（親と施設、里親の権利義務の明確化）が必要 ・児童相談所一時保護所のアセスメントとケア体制等の強化が必要（一時保護所はアセスメント機関であり、そこでのケアが非常に重要。また、安易な一時保護委託は避けるべき） ・社会的養護における不適切な養育の予防・早期発見・介入に関するガイドラインを作成すべき ・施設を退所した児童の実態調査（家庭復帰者と自立者）が必要 ・社会的養護を必要としている子どもを把握する調査が必要 ・社会的養護を必要としている子どものコホートスタディーの開始 ・社会的養護を必要とする子どもを生み出さない取組の強化が必要（増加要因である子ども虐待の防止） ・民間施設、機関を育成し、その臨床力を行政が購入するシステムの導入の検討が必要 ・子ども虐待対策協力病院の指定についての検討が必要 ・国際養子縁組に関するハーグ条約の批准についての検討が必要 ・養子縁組制度の位置づけの明確化が必要 ・養子縁組に対する適切な支援が必要 ・民間施設の適切な運営管理 についての検討が必要 ・公的サービスである社会福祉サービスの透明性の確保が必要 ・要保護児童対策地域協議会の拡充（全市町村設置・予防から自立支援、見守りまで）と機能の発揮が望まれる ・子育て支援プランの作成と運用についての検討が必要 ・施設老朽化対策の検討が必要（自己資金捻出の検討）

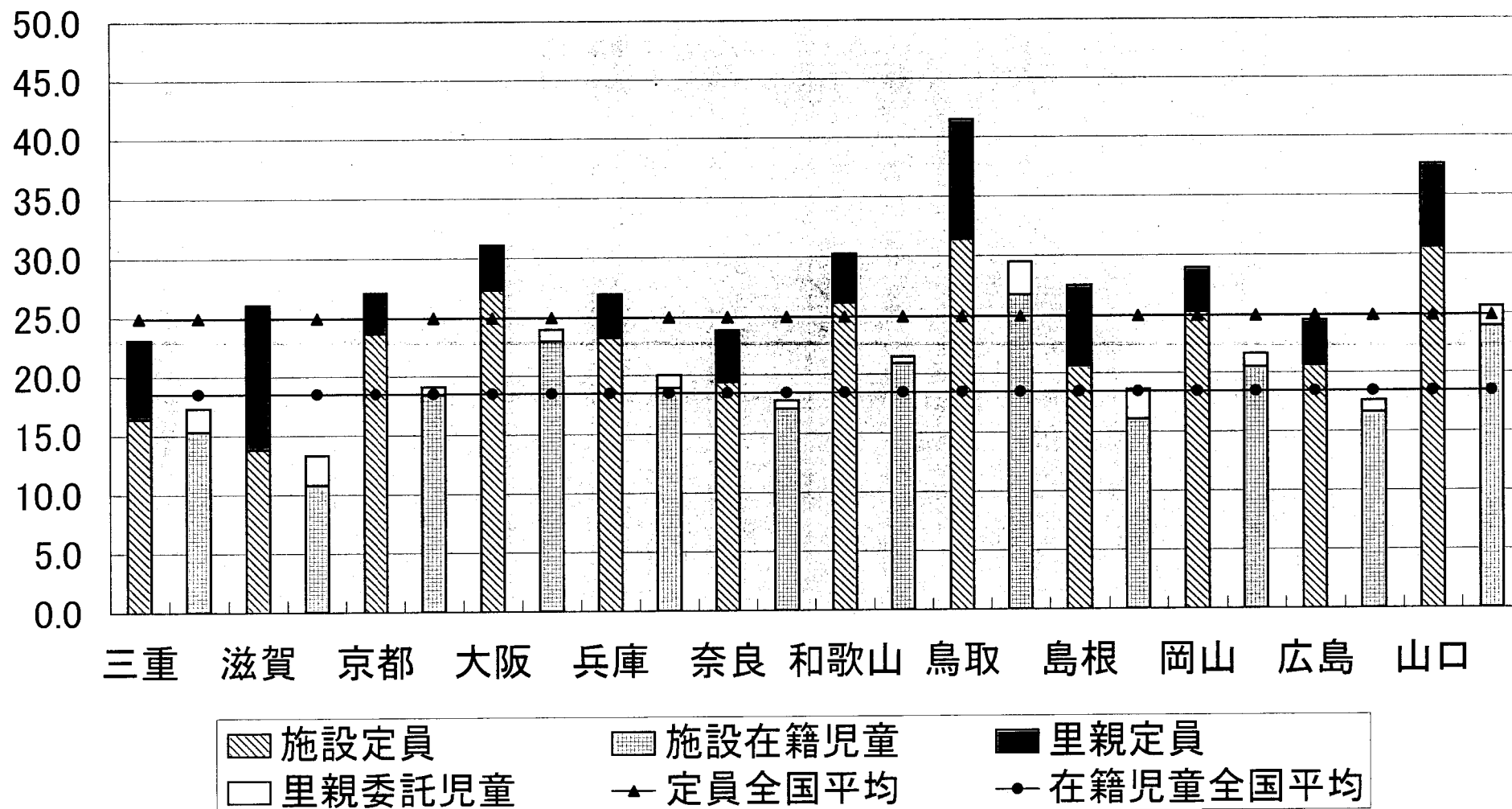
児童人口1万人当たりの施設定員・里親定員(登録里親数×平均委託児童数)
及び在籍(委託)児童数(県別)NO. 1



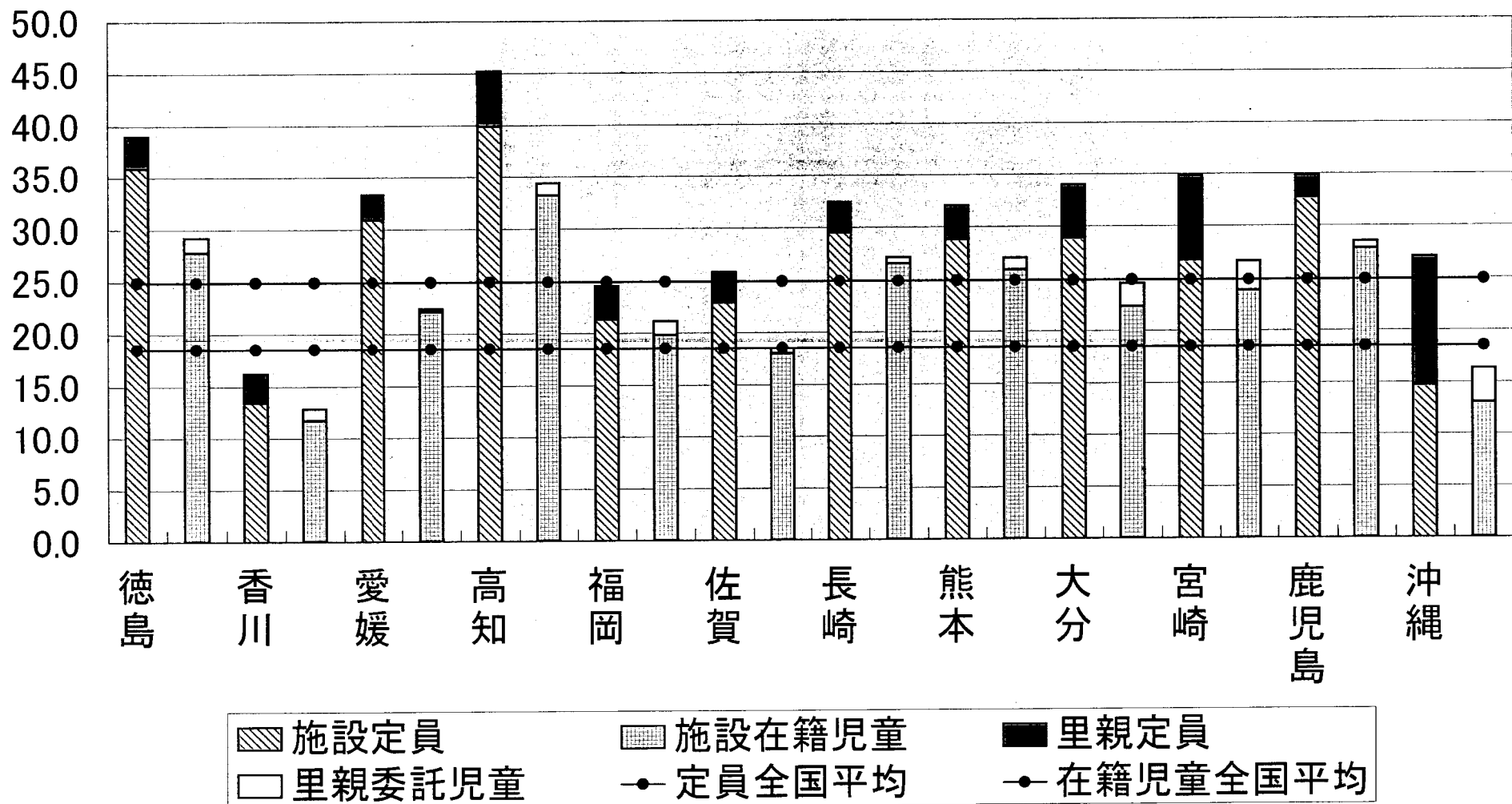
児童人口1万人当たりの施設定員・里親定員(登録里親数×平均委託児童数)
及び在籍(委託)児童数(県別)NO. 2



児童人口1万人当たりの施設定員・里親定員(登録里親数×平均委託児童数)
及び在籍(委託)児童数(県別) NO. 3



児童人口1万人当たりの施設定員・里親定員(登録里親数×平均委託児童数)
及び在籍(委託)児童数(県別) NO. 4



母子生活支援施設の概要

1. 目 的

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。

児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

2. 施設数及び定員の状況（16.10.1現在／社会福祉施設等調査報告）

施設数	定員	在所者数		
285か所	5,622世帯	11,608人	公立	105か所
			私立	180か所

（参考）入所率：72.6%（福祉行政報告例）

3. 入所手続

母子生活支援施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

4. 職員配置等

- 母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子指導員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、嘱託医、調理員等を配置。
- 平成13年度より、心理療法担当職員を配置。（平成17年度は53か所）
- 平成16年度より、
 - ・個別対応職員を配置。（平成17年度は105か所）
 - ・あわせて、被虐待児受入加算を創設。（平成16年度は148か所）

5. 新規入所世帯の状況（平成17年度）

入所理由	入所世帯数（前年度）	理由別割合（前年度）
総数	2,585（2,569）	100.0%（100.0%）
夫等の暴力	1,258（1,219）	48.7%（47.5%）
住宅事情	552（506）	21.4%（19.7%）
経済的理由	443（483）	17.1%（18.8%）
入所前の家庭内環境の不適切	169（166）	6.5%（6.5%）
母親の心身の不安定	75（111）	2.9%（4.3%）
職業上の理由	8（15）	0.3%（0.6%）
その他	80（69）	3.1%（2.7%）

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調

母子生活支援施設の施設数等について

	施設数(力所)			定員(世帯)			在所者数(人)		
	総数	公 営	私 営	総 数	公 営	私 営	総 数	公 営	私 営
全 国	285	105	180	5622	1791	3831	11608	2908	8700
北 海 道	4	1	3	78	18	60	141	17	124
青 森 県	3	1	2	63	35	28	79	28	51
岩 手 県	5	4	1	72	62	10	81	56	25
宮 城 県	4	3	1	70	50	20	149	93	56
秋 田 県	6	4	2	105	65	40	236	139	97
山 形 県	1	-	1	20	-	20	43	-	43
福 島 県	4	3	1	90	50	40	119	40	79
茨 城 県	5	3	2	82	40	42	154	69	85
栃 木 県	2	-	2	40	-	40	115	-	115
群 馬 県	6	4	2	117	77	40	188	109	79
埼 玉 県	4	1	3	63	13	50	124	10	114
千 葉 県	3	-	3	39	-	39	106	-	106
東 京 都	37	3	34	751	61	690	1676	131	1545
神 奈 川 県	2	2	-	42	42	-	59	59	-
新 潟 県	5	4	1	78	58	20	173	113	60
富 山 県	2	1	1	32	13	19	35	5	30
石 川 県	1	-	1	15	-	15	34	-	34
福 井 県	1	-	1	16	-	16	36	-	36
山 梨 県	2	1	1	25	5	20	48	16	32
長 野 県	5	3	2	82	52	30	150	84	66
岐 阜 県	3	1	2	44	10	34	94	23	71
静 岡 県	2	1	1	35	25	10	59	57	2
愛 知 県	8	3	5	167	60	107	382	115	267
三 重 県	5	2	3	97	27	70	227	46	181
滋 賀 県	2	1	1	35	15	20	87	30	57
京 都 府	2	1	1	30	10	20	68	17	51
大 阪 府	7	2	5	145	32	113	300	24	276
兵 庫 県	6	2	4	116	32	84	223	26	197
奈 良 県	3	2	1	68	38	30	133	50	83
和 歌 山 県	4	3	1	80	60	20	203	151	52
鳥 取 県	5	1	4	105	15	90	282	29	253
島 根 県	3	2	1	32	12	20	84	29	55
岡 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広 島 県	5	2	3	93	33	60	210	60	150
山 口 県	3	2	1	34	27	7	45	26	19
徳 島 県	4	4	-	69	69	-	96	96	-
香 川 県	1	-	1	20	-	20	28	-	28
愛 媛 県	5	4	1	87	67	20	136	95	41
高 知 県	1	-	1	15	-	15	25	-	25
福 岡 県	10	6	4	184	103	81	382	181	201
佐 賀 県	3	1	2	66	16	50	93	15	78
長 崎 県	3	3	-	27	27	-	41	41	-
熊 本 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 分 県	2	-	2	40	-	40	102	-	102
宮 崎 県	3	1	2	43	13	30	76	34	42
鹿 児 島 県	5	3	2	77	40	37	181	89	92
沖 縄 県	3	2	1	53	33	20	112	71	41
札 幌 市	6	1	5	114	20	94	227	27	200
仙 台 市	2	-	2	40	-	40	101	-	101
さいたま市	2	-	2	20	-	20	53	-	53
千葉市	2	1	1	38	18	20	70	23	47
横浜市	7	2	5	130	40	90	332	106	226
川崎市	1	1	-	30	30	-	66	66	-
名古屋市	3	1	2	105	30	75	266	80	186
京都市	2	-	2	50	-	50	125	-	125
大阪市	4	-	4	180	-	180	399	-	399
神戸市	7	-	7	140	-	140	345	-	345
広島市	4	-	4	90	-	90	222	-	222
北九州市	3	-	3	80	-	80	198	-	198
福岡市	2	-	2	96	-	96	245	-	245
旭川市	2	1	1	40	20	20	48	4	44
秋田市	4	1	3	80	20	60	178	41	137
郡山市	1	-	1	38	-	38	54	-	54
いわき市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇都宮市	1	-	1	20	-	20	53	-	53
川崎市	1	1	-	10	10	-	22	22	-
船橋市	1	-	1	20	-	20	33	-	33
横須賀市	1	-	1	20	-	20	43	-	43
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	1	-	1	18	-	18	25	-	25
富山市	1	-	1	15	-	15	12	-	12
金沢市	1	-	1	20	-	20	48	-	48
長野市	1	-	1	20	-	20	37	-	37
岐阜市	2	-	2	40	-	40	66	-	66
静岡市	1	-	1	30	-	30	70	-	70
浜松市	1	-	1	30	-	30	64	-	64
豊橋市	1	-	1	20	-	20	53	-	53
豊田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡崎市	1	-	1	20	-	20	51	-	51
堺市	1	1	-	20	20	-	31	31	-
高槻市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
姫路市	1	-	1	15	-	15	35	-	35
奈良市	1	-	1	30	-	30	74	-	74
和歌山市	1	1	-	17	17	-	31	31	-
岡山市	1	1	-	20	20	-	11	11	-
倉敷市	1	-	1	40	-	40	25	-	25
福山市	2	2	-	27	27	-	24	24	-
高松市	1	1	-	20	20	-	18	18	-
松山市	1	1	-	19	19	-	32	32	-
高知市	2	1	1	65	35	30	98	54	44
長崎市	1	-	1	15	-	15	29	-	29
熊本市	2	-	2	38	-	38	89	-	89
大分市	1	1	-	40	40	-	64	64	-
宮崎市	1	-	1	20	-	20	20	-	20
鹿児島市	2	-	2	40	-	40	106	-	106

資料:平成16年社会福祉施設等調査報告(平成16年10月1日現在)

○母子生活支援施設入所世帯の状況

表1 児童数別母子生活支援施設入所世帯数

総数	1人	2人	3人	4人以上	不詳
4,343	2,356	1,377	475	129	6
100.0%	54.2%	31.7%	10.9%	3.0%	0.1%

表2 在所期間別母子生活支援施設入所世帯数

総数	5年未満	1年未満	1年	2年	3年	4年	5～9年	10年以上	不詳
4,343	3,502	1,373	874	575	396	284	653	181	7
100.0%	80.6%	31.6%	20.1%	13.2%	9.1%	6.5%	15.0%	4.2%	0.2%

表3 入所時の年齢別母子生活支援施設入所世帯数

総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明
4,343	61	409	985	1,206	908	477	213	76	8
100.0%	1.4%	9.4%	22.7%	27.8%	20.9%	11.0%	4.9%	1.7%	0.2%

表4 年間所得別母子生活支援施設入所世帯数

総数	100万円未満	100～199万円	200～299万円	300～399万円	400万円以上	不明	平均所得金額
4,343	546	1,732	910	151	32	972	171.2万円
100.0%	16.2%	51.4%	27.0%	4.5%	0.9%	-	

注) 構成割合及び「平均所得金額」は総数から不明を除いて算出

表5 虐待を受けた経験別母子生活支援施設入所児童数

	実数	あり	なし	不明	不詳
総数	7,089	1,311	5,256	504	18
	100.0%	18.5%	74.1%	7.1%	0.3%
男	3,565	20.0%	72.7%	7.0%	0.3%
女	3,484	16.9%	75.6%	7.2%	0.2%

注) 総数には、性別不詳を含む。

※資料：児童養護施設入所児童等調査（平成15年2月1日現在）

母子生活支援施設における専門職員等の配置状況

	個別対応職員 (17年度)	心理療法担当職員 (17年度)
1 北海道		
2 青森県	1	
3 岩手県		
4 宮城県	1	1
5 秋田県	2	
6 山形県		
7 福島県		
8 茨城県	1	1
9 栃木県		
10 群馬県	1	
11 埼玉県	2	1
12 千葉県	3	1
13 東京都	15	12
14 神奈川県		
15 新潟県	1	
16 富山県		
17 石川県		
18 福井県		
19 山梨県	1	
20 長野県	1	
21 岐阜県	1	1
22 静岡県		
23 愛知県	4	2
24 三重県	4	2
25 滋賀県	2	1
26 京都府	1	
27 大阪府	2	1
28 兵庫県	1	
29 奈良県	1	
30 和歌山県	2	
31 鳥取県	4	1
32 島根県	1	
33 岡山県		
34 広島県	3	1
35 山口県		
36 徳島県		
37 香川県		
38 愛媛県		1
39 高知県		
40 福岡県	5	2
41 佐賀県		
42 長崎県		
43 熊本県		
44 大分県	2	1
45 宮崎県		
46 鹿児島県		
47 沖縄県		

	個別対応職員 (17年度)	心理療法担当職員 (17年度)
48 札幌市		1
49 仙台市	2	2
50 さいたま市		
51 千葉市		1
52 横浜市	7	2
53 川崎市	1	1
54 静岡市		
55 名古屋市	3	1
56 京都市	2	1
57 大阪市	4	2
58 神戸市	7	
59 広島市	4	2
60 北九州市	1	2
61 福岡市	2	
62 旭川市	1	1
63 函館市	2	2
64 秋田市		1
65 郡山市		
66 いわき市		
67 宇都宮市		
68 川越市		
69 船橋市		
70 横須賀市	1	
71 相模原市		
72 新潟市		
73 富山市		
74 金沢市		1
75 長野市		
76 岐阜市	1	1
77 浜松市		
78 豊橋市	1	1
79 豊田市		
80 岡崎市		
81 堺市		
82 高槻市		
83 東大阪市		
84 姫路市		
85 奈良市		
86 和歌山市		
87 岡山市		
88 倉敷市		
89 福山市		
90 下関市		
91 高松市		
92 松山市		
93 高知市	1	
94 長崎市		
95 熊本市	1	
96 大分市		
97 宮崎市		
98 鹿児島市	2	2
合計	105	53

「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」
ヒアリング候補（案）

○ヒアリング候補団体名

- ・ 財団法人 全国里親会
（里親ファミリーホームに関する事項を含む）
- ・ 全国乳児福祉協議会
- ・ 全国児童養護施設協議会
- ・ 全国児童自立支援施設協議会
- ・ 全国情緒障害児短期治療施設協議会
- ・ 全国自立援助ホーム連絡協議会
- ・ 全国児童家庭支援センター協議会
- ・ 全国児童相談所長会
- ・ 児童養護施設等退所者